

令和7年第4回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料4

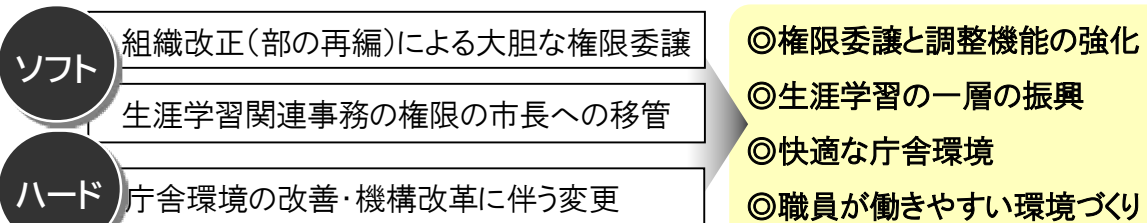
（当 初 発 送 議 案）

		ページ
1	機構改革と庁舎環境の改善について 【第97・98・104号議案関係】	2
2	令和7年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について 【第99・104号議案関係】	5
3	公債費繰上償還に伴う補正予算について 【第104号議案関係】	6
4	バス路線見直しに伴う補正予算について 【第104号議案関係】	7
5	市立光明の郷ケアセンターのエレベーター更新に伴う補正予算について 【第104号議案関係】	8
6	箕面市火災予防条例の改正について 【第103号議案関係】	9
7	部活動地域移行事業に伴う補正予算について 【第104号議案関係】	10
8	箕面市子ども・子育て支援条例の改正について 【第100号議案関係】	11
9	指定管理者の指定について 【第92・93・94・95・96号議案関係】	12

機構改革と庁舎環境の改善について

総務部 総務室

- ◆ 少子高齢化や情報化の進展による社会経済の急速な変化、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、組織機構改革を行います。
- ◆ 教育委員会が所管している文化・スポーツ・図書館などの生涯学習関連事務の権限を市長に移管し、まちづくりや健康・福祉施策等と一体的に推進することで生涯学習のさらなる振興を図ります。
- ◆ 庁舎環境の改善を図り、来庁者及び職員にとって快適な環境を整備します。



1 組織機構改革のポイント

新体制	現体制	関係条例
企画部	市政統括【廃止】	【第97号議案】 箕面市事務分掌条例制定の件
総務部	総務部	
人権文化部	人権文化部	
市民部	市民部	
—	地域創造部【廃止】	
福祉部	健康福祉部	【第98号議案】 箕面市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例制定の件
健康医療部	みどりまちづくり部	
都市計画部	市立病院管理部【廃止】	
都市整備部	子ども未来創造局 生涯学習担当 【市長部局(人権文化部)へ移管】	
—		
学校教育部	子ども未来創造局 学校教育担当	なお、新体制における教育委員会の部局名称は、「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則」の改正によることとなります。
子ども未来部	子育て担当	
(計) 10部	(計) 11部局	

(1) 企画部の新設と機能強化

- ・ 「市政統括」を廃止し、全庁的な施策や事業を横断的に調整・推進する「企画部」を新設します。企画部には、【市政の総合企画・調整】(現 総務部)や、【地域経済の活性化・地域振興、観光政策など】(現 地域創造部)を移管します。
- ・ DX 推進などの【情報政策】や【財政部門】を集約し、行政サービスのデジタル化や内部業務の効率化を全庁的に強力に進めるとともに、財政基盤を重視した施策を企画、推進します。

(2) 生涯学習部門の移管と連携強化

- ・ 教育委員会の【生涯学習部門(スポーツ、文化、文化財保護、図書館など)】を「人権文化部」に移管します。人権施策やまちづくり、地域振興と一体となった生涯学習の推進を強化し、「文化、芸術、スポーツのまち箕面」としてのブランド力向上を図ります。移管にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく職務権限の特例を活用するための条例を制定します。

(3) 地域創造部の役割配分

- ・ 北急延伸線の開業と周辺まちづくり、バス路線の再編完了を受けて、関連する公共交通や観光、商業、特定地域の活性化に関する事業を他部局に配分し、「地域創造部」は廃止します。

(4) 健康福祉部の再編

- ・ 高齢化の進展と平均寿命の延伸に対応し、高齢者支援や介護サービスの充実を図るため、健康福祉部を「福祉部」と「健康医療部」に再編し、それぞれの分野で専門性を高め、市民サービスの向上を図ります。
- ・ 【市立病院事業】は健康医療部で所掌し、「市立病院管理部」は廃止します。

(5) みどりまちづくり部の再編

- ・ 「みどりまちづくり部」を、「都市計画部」と「都市整備部」に再編します。
- ・ 都市計画部では、都市計画や市街地整備、景観、環境、農業、住宅政策、公共施設の長寿命化(学校や生涯学習施設を含む)など、まちづくりの基本方針やランドデザインを所掌します。
- ・ 都市整備部には、地域創造部が所管していた(仮称)みのおサンプラザや阪急桜井駅南改札の整備など【特定地域の総合的な振興】と【公共交通施策】を移管して、道路、公園、河川行政とあわせて市民生活を支える都市インフラを一元的に所掌し、都市の基盤整備をより効果的かつ効率的に推進します。

2 制定する関連条例等

- ・第97号議案 箕面市事務分掌条例制定の件
加えて、附則で、当該条例を引用する2条例を改正します。
 - ・第98号議案 箕面市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例制定の件
加えて、附則で、箕面市立図書館条例他 11 条例を改正します。
- 【施行日】 いずれも令和8年4月1日

3 組織機構改革にあわせた職場・庁舎環境の最適化の取り組み

- ・ 組織機構改革を契機として事務フロアを整理し、執務スペースの改善を図るとともに、生み出した空間に各部専用の会議室や作業用のオープンスペースを設置します。
- ・ Web 会議設備を充実させ、職員同士が気軽に集まり意見を出し合えるボトムアップ型組織をめざした執務環境づくりを推進します。
- ・ 見通しの良い事務室レイアウトや整理された窓口空間のさらなる充実、多言語インフォメーションの拡充などユニバーサルデザインの一層の推進により、来庁者にも分かりやすく快適な市役所づくりを推進します。

■会議室の部屋数の改善

	改善前	改善後
本館	2 部屋	9 部屋
別館	9 部屋	15 部屋

■執務室環境の改善

- ・ 職員の席と背中側のロッカー等までの通路幅
現状の最小 60cm ⇒ 全フロアで 90cm 以上の確保
- ・ 職員同士が背中合わせで着席している場合の通路幅
現状の最小 120cm ⇒ 全フロアで 150cm 以上の確保

4 補正予算概要

機構改革及び庁舎環境改善事業 79,552 千円

(内訳)機構改革対応として 17,930 千円、庁舎環境改善対応として 61,622 千円

令和7年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について

総務部 人事室

令和7年人事院勧告に対応するため、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1 令和7年人事院勧告の内容と本市の対応内容

(1) 令和7年人事院勧告の内容

- ①給料月額の変定：初任給及び若年層に重点を置き給料月額を全体的に引き上げ
- ②期末・勤勉手当の変定：支給月数を0.05月分引き上げ
- ③その他手当：通勤手当、初任給調整手当等の改正あり

(2) 令和7年人事院勧告への対応内容

- ①給料月額の変定：人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料月額について、若年層に重点を置きつつ8,300～14,500円の範囲で全体的に引き上げ
- ②期末・勤勉手当の変定：支給月数を0.05月分引き上げ

職 種	現 行 (月)			改定後 (月)		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
常勤・任期付・会計年度	2.50	2.10	4.60	2.525 (+0.025)	2.125 (+0.025)	4.65(+0.05)
特別職・議員	4.55	-	4.55	4.60(+0.05)	-	4.60(+0.05)
特定任期付	2.475	2.075	4.55	2.50(+0.025)	2.10(+0.025)	4.60(+0.05)
再任用	1.40	1.00	2.40	1.425 (+0.025)	1.025 (+0.025)	2.45(+0.05)

- ③その他手当：人事院勧告に準拠

(3) 人件費影響額 約3億円

2 改正する条例

- ・箕面市一般職の職員の給与に関する条例
- ・箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・箕面市特別職の職員の給与に関する条例
- ・箕面市報酬及び費用弁償条例

3 実施時期

- ・給料表、通勤手当(一部のみ)、初任給調整手当等：令和7年4月1日
- ・期末・勤勉手当：令和7年12月1日

※いずれも条例公布後に追加支給(通勤手当のうち一部は令和8年4月1日施行)

公債費繰上償還に伴う補正予算について

総務部 財政経営改革室

- ◆ 市債残高の縮減・公債費負担の軽減、経常収支のより一層の改善を目的として、公債費の繰上償還を実施します。
- ◆ 繰上償還の規模は、財源となる公債管理基金の残高及び今後の活用見込等を勘案し10億円とします。なお、繰上償還の実施により利息負担を約1千万円軽減できる見込です。

1 補正予算概要

【歳出】

公債費繰上償還事業	995,402 千円
公債費利子償還事務事業	32 千円
公債費繰上償還補償事業	9,869 千円

【歳入】

公債管理基金繰入金	1,005,303 千円
-----------	--------------

2 繰上償還実施による効果

- ・補償金(※)については予算化しますが、繰上償還する令和8年3月時点で、地方公共団体金融機構の貸付利率が借入時より高い場合は、補償金の支払いは免除されます。
- ・現在、直近の貸付利率が借入時より高い状況が続いているため、補償金は発生しない見込みであり、結果、約1千万円の利息負担が軽減される見通しです。
- ・なお、公債費削減効果として、令和8年度は約2.4億円の削減(経常収支比率0.7%相当)を見込んでいます。

(参考)

借入期間	借入時の利率	直近利率(令和7年10月)
5年	0.009%~0.8%	1.3%
10年	0.004%~0.3%	1.65%
15年	0.06%~0.6%	1.95%
20年	0.04%~1.9%	2.3%

※補償金……繰上償還により機構はその後の利息収入が得られなくなるため、原則として、支払う予定だった利息相当額を繰上償還時に支払う。

バス路線見直しに伴う補正予算について

地域創造部 交通政策室

- ◆北大阪急行線の延伸開業に合わせて実施したバス路線網の再編後、バス路線の最適化に向け、利用状況の分析や市民ニーズの把握、オレンジゆずるバスの実証運行の見直しや社会実験路線の評価・見直しなどを行ってきました。
- ◆バス事業者などの関係者と粘り強く交渉しながら、地域の移動手段がなくならないよう見直しを図り、市内全域における便利で持続可能な公共交通網の構築をめざし、協議、調整を進めてきました。このたび、令和8年2月から運行開始する見直し後の内容を決定しましたので、必要な経費を計上します。

1 補正予算概要

【歳出】市内公共交通整備事業	▲6,322 千円
（内訳）	
社会実験フォローアップ運行補助金	4,207 千円
社会実験事業費補助金	▲10,529 千円

2 事業概要

路線バスの見直しについて〈運行開始予定：令和8年2月中旬～〉

①社会実験フォローアップ運行補助金【補正予算額：4,207 千円】

- ・地域の移動手段を確保するため、社会実験路線として運行していた「箕面小野原線」について、運行内容を見直した上で阪急バス路線として運行を継続するための費用の一部を補助します。
- ・社会実験の結果、減便される「箕面小野原線」の箕面萱野駅と小野原地域の移動手段を確保するため、箕面萱野駅と外院の里、豊川支所前などを運行する「栗生萱野線」の日中の時間帯の運行について、阪急バスの新規ルートとして既存ルートをベースに箕面萱野駅から小野原地域まで広げ運行するための費用を補助します。

②社会実験事業費補助金【補正予算額：▲10,529 千円】

- ・箕面中央線および箕面小野原線の社会実験路線としての運行が終了し、令和8年2月中旬から見直し後の運行を開始することに伴い、阪急バスに補助することを予定していた令和8年3月末までの年間補助額の一部を減額します。

市立光明の郷ケアセンターのエレベーター更新 に伴う補正予算について

健康福祉部 高齢福祉室

市立光明の郷ケアセンターのエレベーターについて、部品供給が終了し、老朽化による故障への修繕対応が困難となっていることから、更新を行います。

1 補正予算概要

老人デイサービスセンター管理事業(臨時)

【歳出】 工事請負費(エレベーター更新) 57,693 千円(繰越明許費)

【歳入】 市債(社会福祉事業債) 51,900 千円(交付税措置 30%)

2 施設の概要

(1)指定管理者及び指定管理期間

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団(令和6年4月1日～令和11年3月31日)

(2)所在地

栗生新家3丁目12番5号

(3)事業内容

1階:通所介護、2階:小規模多機能型居宅介護、3階:障害者地域活動支援センター

3 工事の概要

- ・同センターの油圧式エレベーター(平成6年製)1基について、部品供給が終了し、老朽化による故障への修繕対応が困難となっていることから、ロープ式エレベーターに更新する。
- ・更新工事によりエレベーターが停止する期間(3か月想定)については、階段昇降機を使用する。
- ・令和8年1月入札、2月発注、11月竣工を予定。

箕面市火災予防条例の改正について

消防本部 予防室

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、総務省消防庁が示した通知に基づき、林野火災予防を強化し、その実効性を高めるため、本条例を改正します。

1 条例改正の概要

(1) 火災に関する警報の根拠の明確化

現行条例第29条に規定する「火災に関する警報」が、消防法第22条第3項に基づくものであることを明確化します。

(2) 屋内における裸火の使用制限の削除

林野火災対策の見直しとともに、現状の生活実態にあわせ、「屋内における裸火の使用制限」の規定を削除します。

(3) 「林野火災注意報」の新設及び「林野火災警報」に伴う火の使用制限区域の指定

林野火災予防の強化のため、「林野火災注意報」を新設するとともに、林野に関する火災警報発令時における火の使用の制限区域を指定できる旨を規定します。

区分	林野火災注意報	林野火災警報
根拠	条例第29条の8【新設】 (①発令、②火の使用制限、 ③制限区域の指定)	消防法第22条 (①発令、②火の使用制限)
		条例第29条の9【新設】 (③制限区域の指定)
火の使用制限 (条例第29条)	努力義務	義務
	・山林、原野等において火入れをしないこと。 ・煙火を消費しないこと。 ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 ・屋外において、引火性等の可燃物の付近で喫煙しないこと。 ・山林、原野等の場所で、火災発生のおそれが大であると認めて市長が指定した区域内で喫煙をしないこと。 ・残火、取灰又は火粉を始末すること。	
罰則	なし	あり(30万円以下の罰金又は拘留)

(4) 「たき火」の届出の明確化

林野火災の主な原因が「たき火」などの人為的要因であることから、火災とまぎらわしい煙等を発する行為の届出対象として「たき火」を明記します。

2 施行日

令和8年1月1日

部活動地域移行事業に伴う補正予算について

子ども未来創造局 児童生徒指導室

- ◆ 本市では、令和9年度中に市立中学校の部活動を終了し、地域クラブ活動に転換します。円滑な地域クラブ活動への転換を進めるため、地域クラブの運営を支援する「みのお地域クラブ創設支援補助金」及び、保護者が地域クラブに支払う会費の負担を支援する「みのお地域クラブ参加促進補助金」を創設します。
- ◆ なお、早い段階で令和8年度の支援策を確定し、過渡期の生徒、保護者の不安を軽減するため、当初予算ではなく、令和7年度補正予算で債務負担行為として設定するものです。

1 補正予算概要

部活動地域移行事業

【 歳 出 】 補助金 3,820 千円

【債務負担行為】 期間：令和7年度～令和8年度 限度額：120,240 千円

(内訳)

補助制度	令和7年度	令和8年度	合計
みのお地域クラブ創設支援補助金 (団体に対する支援)	3,820 千円	42,020 千円	45,840 千円
みのお地域クラブ参加促進補助金 (会費に対する支援)	0 円	74,400 千円	74,400 千円

2 補助事業の内容

①みのお地域クラブ創設支援補助金(団体に対する支援)

補 助 対 象 者：みのお地域クラブとしての認定を受けたクラブ

補助対象経費：指導者謝金等の地域クラブの運営に必要な経費の一部

補 助 額：活動回数に応じて1クラブあたり1,116 千円を上限に支給

そ の 他：補助対象期間は最大1年間で、1クラブ1度限りの補助とします。

②みのお地域クラブ参加促進補助金(会費に対する支援)

補 助 対 象 者：令和8年度の市立中学校に在校している生徒の保護者

補 助 額：地域クラブに在籍する生徒1人あたり、月額2,000円を上限に会費実費額を補助

箕面市子ども・子育て支援条例の改正について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

- ◆児童福祉法第34条の16の規定に基づき、来年度から実施する「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)の設備及び運営基準を定めるため、「箕面市子ども・子育て支援条例」を改正します。
- ◆新たに条例に定める基準等は、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」(令和7年内閣府令第1号)に定める基準に準拠します。

1 条例改正の概要

本市における乳児等通園支援事業の実施にあたり、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、当該事業の実施施設が備えるべき基準を新たに規定します。

2 施行日

公布の日

3 「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)の概要

乳児等通園支援事業は、こどもの成長の観点から、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としています。生後6ヶ月から満3歳未満のこどもを対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、就労等の保育要件を問わず、保育所等に通園できる仕組みとして創設され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国で実施される制度です。利用形態は随時予約する「柔軟利用」と、通年で利用する「定期利用」の2種類があります。

4 事業実施の内容等

- (1)実施施設: 令和8年度は、認定こども園2園が2歳児を対象とした「定期利用」として実施予定
- (2)実施手法: 国による「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用し、利用者・事業者・市間で情報共有等を行うとともに、利用予約も当該システムで実施します。
- (3)今後の予定

時期	内容
令和7年12月	子ども・子育て支援条例改正(設備・運営基準) 実施予定施設において利用者募集開始
令和8年2月	市への認定申請の受付開始
令和8年3月	子ども・子育て支援条例改正(施設認可基準等) 実施施設の認可
令和8年4月	事業開始

指定管理者の指定について

地域創造部 箕面営業室、交通政策室
子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室、保健スポーツ室、中央図書館

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、箕面市立止々呂美ふるさと自然館、箕面市立箕面駅前第一駐車場・箕面駅前第二駐車場・箕面駐輪場、箕面市立船場生涯学習センター、箕面市立第二総合運動場市民温水プール、箕面市立船場図書館の指定管理者を提案します。

1 箕面市立止々呂美ふるさと自然館【継続】（地域創造部 箕面営業室）

期 間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
候 補 者	株式会社スノーピーク
管 理 料	なし（利用料金制のもと、指定管理者による独立採算で運営）
納 付 金	なし ※指定管理期間における各年度において、利用料金による収支が黒字となった場合は、その黒字額の5%を納付する。
選定方法	公募（応募者数：1者） （箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例第4条第1項）
選定理由	・提案内容を審査した結果、豊かな自然環境を活用し、自然体験活動を中心とした事業を通じて、地域の魅力向上及び活性化並びに地域との連携を図ることができるため。 ・施設の管理運営について、全国12拠点の豊富な実績を有し、同施設の設置目的を効果的に達成することができるため。

2 箕面駅前第一駐車場・箕面駅前第二駐車場・箕面駐輪場【継続】

(地域創造部 交通政策室)

期 間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
候 補 者	タイムズ・日装共同事業体
管 理 料	なし（利用料金制のもと、指定管理者による独立採算で運営）
納 付 金	231,000 千円／5年間（46,200 千円／年） ※指定管理期間における各年度において、その収支決算額が黒字となった場合は、その黒字額の50%を納付金に加算する。
選定方法	公募（応募者数:3者）（箕面市立駐車場条例第7条第1項）
選定理由	・提案内容を審査した結果、駐車場及び駐輪場を安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を最も効果的に達成できるため。 ・特別提案として、車番認証機能を搭載した駐車場管制機器等の導入の提案があり、観光ハイシーズンにおける入庫待ち抑制等が見込めるため。

3 箕面市立船場生涯学習センター【継続】

(子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室)

期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
候補者	国立大学法人大阪大学
管理料	なし
選定方法	非公募(箕面市立生涯学習センター条例第5条第1項第2号)
選定理由	提案内容を審査した結果、これまで船場生涯学習センターの指定管理者として実績があることや安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。

4 箕面市立第二総合運動場 市民温水プール【新規】

(子ども未来創造局 保健スポーツ室)

期間	令和8年6月1日～令和23年3月31日(14年10ヶ月)
候補者	株式会社関西テレビライフ
管理料	なし ※毎年度、約 6,000 人の市立小学校児童の水泳授業を同温水プールで実施し、その委託料を支払うこととする。
選定方法	公募(応募者数:3者)(箕面市立総合運動場条例第4条第1項)
選定理由	提案内容を審査した結果、株式会社関西テレビライフは、小学生に対する水泳指導や民間スイミングスクールの運営において豊富な実績を有し、市民温水プールの設置目的を効果的に達成できるため。

5 箕面市立船場図書館【継続】（子ども未来創造局 中央図書館）

期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)
候補者	国立大学法人大阪大学
管理料	なし
選定方法	非公募(箕面市立図書館条例第20条第1項)
選定理由	大学図書館機能を合わせ持つ船場図書館について、指定管理者として実績があることや安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。